

クウェート
税務・会計制度ハンドブック

2014年3月

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ドバイ事務所

進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地の国際会計コンサルティング事務所 Deloitte LLP に作成を委託し、2014年3月時点で入手している情報に基づき取りまとめたものであり、その後の法制度改正等によって記載内容が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは筆者およびジェトロの判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、会計、事業、財務、投資、法務、税務またはその他の専門的助言を構成するものではなく、かかる助言として依拠すべきものではありません。本稿に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な助言を専門家・機関に別途お求めください。

ジェトロおよび Deloitte LLP、ならびに同社関係会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロと Deloitte LLP、ならびに同社関係会社がかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書にかかる問い合わせ先：

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）
進出企業支援・知的財産部 進出企業支援課

E-mail：OBA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp



本報告書作成委託先：

Deloitte LLP
Al Fattan Currency House - Building 1
Dubai International Financial Centre
Dubai, P.O. Box 282056
United Arab Emirates
Tel: +971 (4) 5064700
Fax: +971 (4) 3273637
www.deloitte.com

<本報告書作成者>

Ihab Abbas
Tel +965 (0) 2243 8060
iabbas@deloitte.com



目次

I.	主な税制	1
II.	法人税	4
III.	個人所得に係る税金およびその他の税金	9
IV.	税務行政および税務コンプライアンス、租税条約	9
V.	報告および監査	12

クウェート 税務・会計ハンドブック

I. 主な税制

1. 会計基準／財務諸表（国際財務報告基準：IFRS／各国会計基準：Local GAAP 等）

クウェートでは国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）を適用している。

2. 納税主体／個人納税者

1) 事業体(Business entity)

Commercial Companies Law of 1960（その後の改正を含む）に基づき、有限責任会社（Limited liability company、以下「WLL」という）、株式会社（Shareholding company 以下「KSC」という）、パートナーシップとして事業体を設立することが可能である。新しい外国直接投資法（Foreign Direct Investment Law、以下「FDI 法」）が 2013 年 6 月に導入された。FDI 法により、クウェートで外国企業(foreign company)の支店(branch)または駐在員事務所(representative office)を登録することができるようになった（詳細については下記参照）。

外国事業体(foreign entity)は、以下の事業体の 1 つを通してクウェートで事業活動を行うことが可能である。

- 登録されたクウェートの代理人(agent) (店) によるスポンサーシップ下での事業活動：

代理人 (店) 契約に基づいて認められる事業活動は、クウェートにおける支店の事業活動と実質的に同一である。クウェートと外国企業との間の代理人 (店) またはスポンサーシップ契約は、商工業省 (Ministry of Commerce and Industry) に登録する必要がある。

- WLL または KSC を通じた事業活動：

- WLL

WLL の株式の少なくとも 51% がクウェート国民または湾岸協力理事会（以下「GCC」という。）の国民により保有されなければならない。外国事業体（すなわち、GCC 以外の事業体）は、クウェート企業の株式資本の最大 49% までの保有が認められる。ただし、FDI 法により、Companies Law の規定および原則に従った 100% の外国資本が認められている。

- KSC

株式会社の株主は、クウェート国民でなければならない。例外として、外国人は、関係当局の承認を取得後、非公開(closed) KSC の株式資本の 49% を保有することができる。非公開 KSC は、クウェート国民および外国人により共同保有されるが、非上場会社のことである。

- 支店

FDI 法に基づき、クウェートで事業活動を行うために外国事業体は支店を登録することができる。この場合、クウェートに支店を設立するための特別許可証(special license)をを求める申請書を外国投資局 (Foreign Investment Bureau) へ提出しなければならない。新しい FDI 法は 2013 年 6 月に公布されたが、本稿執筆 (2014 年 3 月) 時点で、特別許

可証の取得および事業活動開始のために準拠すべき手続きを定めた施行規則は未公布である。

○ 駐在員事務所

支店と同様に、新しい FDI 法に基づき駐在員事務所を登録することができる。駐在員事務所の活動は市場調査に制限され、商業代理人としての活動を含むいかなる商業活動を行ってはならない。駐在員事務所を登録するために準拠すべき手続きに関連した細目は施行規則に定められるが、本稿執筆時時点で未公布である。

● フリーゾーン(Free zone)および 特別経済区(Special economic zone)

クウェート・フリーゾーン（以下「KFTZ」という。）は、フリーゾーンに関する 1995 年法律第 26 号（Law No. 26 of 1995）（以下「FTZ 法」という。）により規制されている。KFTZ で事業を行うには、事業体(Entity)を設立しなければならず、FTZ 法により許可されている活動を 1 つでも行うためにはフリーゾーン許可証(license)を有していなければならない。フリーゾーン内で事業活動を行うための許可証を取得するには、事業体は地理的にフリーゾーン内に位置していなければならない。KFTZ はクウェートで現在利用可能な唯一のフリーゾーンであり、クウェート市のシュワイク港に位置する。

KFTZ では以下の 4 種類の許可証を取得することができる。

- サービス許可証
- 工業許可証
- 商業許可証
- その他の活動に関する特別許可証

以下の事項に関して許可証を取得することができる。

- 物品を保管および陳列すること（種類および出所を問わない。）
- フリーゾーン所在の物品の状態を変更し、商取引活動における要求および市場の需要に応じて準備する事業を行うこと
- フリーゾーン内での活動に必要な業務およびフリーゾーン内で活動する人材が必要とするサービスを行うこと

KFTZ で事業活動を行う主な利点は FTZ 法第 5 条に定められており、同条は以下の活動について税および関税の免除を定めている。

- フリーゾーン内で立ち上げた事業およびフリーゾーン内での当該活動から実現した利益
- フリーゾーンへ輸入またはフリーゾーンから輸出された物品
- フリーゾーン内での事業に必要な器具および設備（種類を問わない。）

さらに、外国資本に関する制限はなく、KFTZ 内に外国企業の支店を設立することができる。従って、外国企業は KFTZ 内で独立して事業活動を行うことが可能であるが、外国企業が KFTZ 内でのみ事業活動を行うことを条件とする。また、輸出入規制の免除（FTZ 法第 6 条に記載）および外国企業が投下した資本の差押えまたは押収に対する一定の制限（FTZ 法第 10 条に記載）もある。

ただし、KFTZ は現在、産業公社（Public Authority for Industry）の管理下にあり、FTZ 内で既に事業活動を行っている事業体の許可証の更新のみを行っている。新たな事業体が

KFTZ 内で事業を行うために必要な許可証を新規発行した事例は非常に少ない点に留意する必要がある。従って、企業が KFTZ 内で事業を行うための許可証を取得できるか否かは KFTZ の裁量による。

・居住地 (Residence)

クウェートでは、法人所得税制上の居住地の定義がない。

2) 個人

クウェートでは個人所得税制はない。

3. 適用される直接税および間接税 (関税を除く)

1) 法人税

クウェートで事業活動を行う事業体は、法人所得税の課税対象となる。実務上、2008 年所得税法第 2 号 (Income Tax Law No. 2 of 2008) はクウェート国内で取引または事業を行う外国事業体のみ適用される。ただし、GCC 加盟国で登録され、クウェート国民/GCC 国民により完全に所有されている事業体を除く。「課税対象となる活動」は同法にて説明されているが、「クウェート国内で取引または事業を行う」ことの定義は税務当局により広義に解釈されており、概ね、すべてのクウェート源泉の所得を生み出す活動を意味する。

一方、クウェートの非公開および公開株式会社は、ザカート/国家予算への拠出 (Zakat/Contribution to State's Budget) (以下「Zakat/CSB」という。)に関する 2006 年法律第 46 号 (Law No. 46 of 2006) および 2007 年閣僚決議第 58 号 (Ministerial Resolution No. 58 of 2007) の対象となる。クウェートの公開株式企業はまた、国内労働力支援税 (National Labour Support Tax) (以下「NLST」)に関する 2000 年法律第 19 号 (Law No. 19 of 2000) および 2006 年閣僚決議第 24 号 (Ministerial Resolution No. 24 of 2006) も対象となる。

2) 個人所得税

クウェートでは個人所得税の制度はない。社会保障については III 章-2 を参照。

3) 間接税

クウェートでは現在、付加価値税 (value added tax : VAT) または売上税を課していない。将来的に付加価値税が導入されるとの予測が高まっているが、まだ確定していない。

4. 記載されている税の法的根拠

- 1955 年首長命令第 3 号 (Amiri Decree No.3 of 1955) (2008 年法律第 2 号 (Law No.2 of 2008) による変更を含む。) ならびに附帯決議および通達
- 国内労働支援税(national labor support tax)に関する 2000 年法律第 19 号
- Zakat/CSB に関する 2006 年法律第 46 号

5. 課税年度

課税年度は西暦である。ただし納税主体(Taxable entity)は、税務局 (Income Tax Department) の局長から許可を得て、異なる会計期間、例えば、海外の親会社が 12 月 31 日以外に終了する会計年度を使用している場合などで帳簿を作成することができる。

II. 法人税

1. 税率

外国企業

すべての外国法人は、従事する活動の種類を問わず、15%の均一税率で課税される。

上記規則の唯一の例外は、クウェートとサウジアラビアとの間の分割中立地帯 (Divided Neutral Zone) で事業活動を行う法人(corporation)である。この場合、1961年法律第23号 (Law No. 23 of 1961) の規定が適用される。同法に基づき、法人は以下の限界レベルで課税される。

課税対象額 クウェート・ディナール (KWD)	税率
KWD 500,000 未満	20%
KWD 500,000 超	57%

国内企業

Zakat/CSB は純利益の1%で計算され、クウェートの非公開および公開株式会社の両方に課税される。NLST は純利益の2.5%で計算され、クウェートの公開出資企業にのみ課税される。

2. 課税対象となる領域(Territorial coverage)

クウェートでは源泉地国課税制度が採用されており、クウェート国内での活動から生じた所得に課税される。

外国事業体の納税実体は、クウェート国内で取引または事業を行っているか否により決定され、クウェート国内の事業所有無ではない。クウェートの現行租税法(Kuwaiti tax legislation)には恒久的施設(permanent establishment)の定義がない。

3. 課税所得

所得は、クウェート国内で行われた取引または事業から稼得した純利益、すなわち収入から損金算入費用(allowable expenses)を控除したものに対して課税される。納税申告書は、実際基準または「みなし利益(deemed profit)」基準(すわなち、税務当局(tax authority)が当該事業体の総収入(total revenue)に一定の率を適用して課税対象利益を見積もる。)で提出することが可能である。課税対象利益を計算する際に適用される率は、事業体が行った活動の種類により異なる。

クウェート証券取引所での取引(直接取引か、投資ファンドを通じた間接取引かを問わない。)により事業体が稼得した利益(profits earned)は、課税の免除が可能である。

4. その他の事業所得に係る課税

配当への課税

投資ファンド・マネージャー(investment fund manager)または運用受託機関(investment trustee)から外国企業へ支払われた配当は、15%の課税対象となり、源泉徴収され、当該配当に係る税金の前納としてクウェート国税庁(Kuwait tax department)へ納付されなければならない。

キャピタルゲイン

資産の売却によるキャピタルゲインは、通常の事業利益として処理され、15%の標準税率による所得税の対象となる。

その他

海外の外国事業体がクウェートから受領したロイヤルティおよびフランチャイズ、ライセンス、特許、商標および著作権料は、クウェート国内で15%の所得税の対象となる。

5. 多様なサービス契約の種類に基づく所得／報酬に係る課税

クウェートの税制上、短期(6-12ヶ月)のサービス契約と長期のサービス契約との間の区別はない。所得がクウェート源泉である限りにおいて、サービス契約は期間に関わらずクウェートで課税される。

6. 海外で生じた収益に係る課税

クウェートで設立された企業は、全世界所得(worldwide income)が課税対象である。

7. 資産の評価

1) 固定資産

税務上の固定資産の価値は、IFRSに基づき決定されなければならない。現在、クウェートでは固定資産の再評価は要求されていない。固定資産のいかなる再評価もIFRSと一致しなければならない。

固定資産の再評価は、クウェートの租税法(Tax Law)に含まれていない。実務上、税務当局は再評価にあたり、輸入資産については通関書類、国内取得資産については売買書類を、それぞれ参照する場合がある。基本的には、固定資産の再評価から生じる評価損は控除対象ではない。

資産の処分から生じる損益は、処分に関する十分な証明書類(sufficient supporting documents)が提出された場合に認められる。証明書類が提出された際、クウェート税務当局は裁量によりキャピタルゲインの評価を求める場合がある。

2) 棚卸資産

クウェートの租税法(Kuwait tax law)には、税務上の棚卸資産の評価方法に特段の定めがない。資産を処分する場合、代表者(representative)を処分に立ち合わせるのが税務当局の慣習となっている。法人が実地棚卸を行う場合も同じ慣行がなされている。さらに、税務当局に損益を認めてもらうためには、法人は損益に関する十分な証明書類を提出する必要がある。

8. 事業上の控除 (Commercial deduction)

1) 減価償却

税務上の減価償却は定額法により計算される。以下は、使用される償却率（年率）の一部である。

資産	償却率
建物	4%
プレハブ建物	15%
什器備品	15%
電気設備および電子装置	
トラックおよびトレーラー	
工場および設備	20%
自動車およびバス	20%
コンピュータおよびその付属品	33.3%
ソフトウェア	25%
掘削装置	25%

2) 不良債権

不良債権は、司法判断により裏付けられた場合に損金算入費用として認められる。

3) 引当金

法人所得税制上、引当金は基本的に損金算入費用として認められない。

4) 準備金

強制または任意準備金 (compulsory or voluntary reserve) への振替の控除は認められない。

5) 社員、取締役、パートナー、株主への報酬

賞与が損金算入費用として認められるには、従業員との契約書に支給制度が記載されており、その額が給与の3ヶ月分を超えてはならず、また法人は利益計上していなければならない。

上記の施行規則(executive rule)にはまた、海外で支払われた社会保障費用(social security expenses paid abroad)は従業員の基本給与の10%を超えない場合にのみ損金算入費用として認められる旨が記載されている。

Zakat/CSB および NLST 法に基づき、各々の税額はこれらの費用を控除する前に計算される。

6) 賃借料

関連当事者へ支払われた賃借料は、上記(1)記載の表に基づき、資産に関する課税控除として認められる減価償却額を上限として控除可能である（すなわち、納税者が資産を所有しており、当該資産の減価償却を行った場合の控除額）。

7) 寄付金

寄付金、贈与および助成金(subsidy)は、クウェートの民間認可団体(Kuwaiti private licenced body、慈善および社会組合および協会など)に支払われた場合、純利益の2.5%を上限として控除可能である。

8) その他の控除可能な要素

基本的に、クウェート国内で行う取引または事業に関連して発生した費用（クウェート国外で発生した費用も含む。）は控除可能である。ただし、以下の条件を満たす必要がある。

- 所得を実現するのに必要な費用または経費であること
- 実際に発生しており、書面による証拠で裏付けられること
- 該当する課税期間に関連していること

課税所得は、所得を実現するために発生したすべての費用およびコストを控除した後で決定される。費用には、具体的に以下のものが含まれる。

- 給与、賃金、従業員の解雇給付（employees' termination benefit）および同様の給付
- 法令（Decree）に定められた所得税以外の公課公租
- 減価償却（上記の償却率に従うこと。）
- 寄付金、拠出金（contribution）および助成金（上記の限度額に従うこと。）
- 本店費用の控除限度額。現地代理人（店）を通してクウェートで事業活動を行う外国企業は1.5%、KSCまたはWLLの株主である外国企業は1%。

クウェート租税法は、課税所得を会計基準で決定する旨を定めている。ただし、実務上、「みなし利益」基準で法人所得税を申告することが可能である。これは、より簡潔な課税方式であり、また十分な証明書類の提出を要しないため、状況により、一部の納税者にとって望ましい場合もある。しかし近年、クウェートの税務当局は、より高率のみなし利益率を適用することで、外国企業によるみなし利益基準での申告を抑止しようとしている点には注意を要する。

9. 税制優遇策

2013年6月の新しいFDI法は、2001年FDI法第8号（FDI法No. 8 of 2001）を廃止し、同法に取って代わるものであり、以下の優遇策を定めている。

- 許可された投資事業体（licensed investment entity）の実際の事業開始日から10年を超えない期間の所得税またはその他の税の免除、および投資事業体の拡張について、拡張部分の生産の開始日または実際の事業開始日現在で当初の投資事業体に認められている課税免除期間と同様の期間の課税免除
- 以下の項目について、直接投資の目的上必要となる輸入品に対して課せられる可能性のある税、関税またはその他の手数料の免除（GCC加盟国については域内共通関税法の規定にも準拠）。
 - 機械、工具および器具、輸送手段ならびにその他の技術装置
 - 前記の交換部品および必要な保守用品
 - 商品、原材料、半製品、包装材料および梱包材

ただし、上記減免措置を受けるためには、次に述べる条件の順守が求められる。すなわち、(i) 投資家は、課税免除を通知された日から5年間、上記の物品のいかなる方法（売却、交換または譲渡を含む。）での処分も禁止される。(ii) 同期間中、投資家は、輸入目的以外のいかなる方法でも当該物品を利用してはならず（これに関して当局が決定した原則および規則に準拠する場合を除く。）、税および手数料を支払わなければならない。

10. 損失金の繰り越し制度

課税期間に発生した損失金を3年にわたり繰り越し、将来の課税対象利益と相殺することができる。損失金の繰り越は以下の場合、制限される。

- 事業体がクウェート国内での活動を中止した場合（中止が強制的である場合を除く）
- 納税申告書が、企業の主要な活動から利益が発生していないことを示す場合
- 企業体が清算された場合
- 法人の法的地位が変更された場合
- 法人が他の法人と合併した場合

税務上の損失金は繰り戻すことはできない。

11. 源泉徴収税

ファンド・マネジャー、資産運用管理人および法人から分配される配当には15%の源泉徴収税が課される。利子、ロイヤルティ、技術サービス料、支店送金に対して源泉徴収税は課されない。

税の保留措置 (Tax retention)

クウェートで活動するすべての事業体は、契約者(contractor)または下請契約者(subcontractor)がクウェート税務当局へ納税するまで、契約者または下請契約者との契約金総額の5%を保留するよう求められる。税の保留措置は、最終的な納税を意図するものではない。当局から納税証明書(tax clearance certificate)を取得し、顧客が保留する金額を回収するために、下請契約者はクウェートの税務当局への納税申告義務を果たさなければならない。

12. パートナーシップおよびジョイント・ベンチャー

クウェートでは、法人化されていないジョイント・ベンチャー (Joint venture、以下「JV」という) を設立することができる。これは、独立した法人格を有さない複数の当事者間のパートナーシップであり、原則的にJV間での契約上の取り決めである。この形態においては、クウェート人による所有は必要ない。しかし、クウェートでは貿易および商業免許(trading and commercial licences)を外国人に与えていないことから、クウェート人の代理人を保証人(sponsor)として指名しなければならない。JV自体がクウェート人代理人を指名するか、JVの当事者がそれぞれ別個の代理人を指名することができる。

13. 外国企業の支店／駐在員事務所に係る課税

支店は、サービス契約に従事する場合（一部がクウェート国内で行われ、その他の部分がオフショアで行われる契約を含む）、クウェート国内の全所得(total income)が課税される。オフショアでの作業に関する直接費用はクウェートの法人所得税上控除可能となるが、契約の全所得はクウェートで課税対象となる。駐在員事務所は取引契約が締結できないため、クウェートの法人税の課税対象ではなく税務当局に登録する必要はない（ゼロ申告は不要である）。

III.個人所得に係る税金およびその他の税金

1. 個人所得に係る課税

クウェートでは個人所得税（雇用税）制度は存在しない。

2. 個人に係るその他の税金

被雇用者の給与に基づき、雇用者およびクウェート人被雇用者の双方が社会保険料(Social security contribution)を支払う（1ヶ月あたり KWD 2,500 を上限とする）。雇用者および被雇用者のそれぞれの負担率は、被雇用者給与の 11%および 7%である。クウェートでは、社会保険料の政府拠出(government contributions)はない。

3. 付加価値税(VAT)

クウェートでは現在、該当する VAT または売上税はない。将来的に VAT が導入されることが予測されるが、確定していない。

4. その他の税金

該当なし

IV.税務行政および税務コンプライアンス、租税条約

1. 法人所得税

1) 登録

現在、クウェートで事業を行うすべての事業体（法人および支店）は、事業契約の締結、またはクウェートで活動を開始してから 30 日以内に税務局（Tax Department）に登録するよう要求される。外国企業が新しい FDI 法に定められる課税免除について適格である場合でも、税務当局への登録（免税期間に関わらない。）と年次納税申告書(annual tax declaration)の提出が要求され、課税免除が有効である会計年度については納税額がゼロであること示さなければならない。

上記の登録用紙には以下の書類の写しを添付する。

- 会社定款および定款変更
- 代理人契約
- 代理人登録証明書
- 事業契約
- 非課税証明書（該当する場合）
- 監査人事務所の認可書

- 署名権者の署名

2) 申告および支払い

各課税期間の納税申告書(tax declaration)は、課税期間終了後 3.5 ヶ月以内に提出しなければならない。外国企業は納税申告書の提出を最長 60 日間延長する申請ができる。ただし、課税期間終了後 2 ヶ月目の 15 日までに延長の申請書を提出することを条件とし、提出がない場合申請は認められない。

税金は、納税申告書の提出時に一括で支払うか、課税年度終了後 4 ヶ月、6 ヶ月、9 ヶ月、12 ヶ月目の 15 日に 4 分割して支払うことができる。延長が許可された場合、納税申告書を提出するまで税金を支払う必要はないが、延長期間終了後、1 回目と 2 回目の分割分を支払わなければならない。

3) 罰則および不服申立

納税申告書の提出が遅滞した場合、遅滞期間 30 日ごとまたはその一部に対し未払税金の 1%に相当する罰金が課せられる。税金の支払が遅滞した場合も、遅滞期間 30 日ごとまたはその一部に対し納税額の 1%に相当する罰金が課せられる。

2. 個人所得に係る税金

クウェートには個人所得税制度がない。

3. 付加価値税

クウェートには VAT 制度がない。

4. 租税回避防止規定 (Anti - avoidance rule)

1) 移転価格(Transfer pricing)

クウェートには公式な移転価格の制度は存在しない。しかし、特定の状況で第三者間取引価格 (arm's length price)を適用できる権限を税務当局に認める一般的な租税回避防止規定が設定されている。

クウェートの税務当局は最近、関連当事者との取引に関する供給品、設計業務およびコンサルティング業務に適用される利鞘(margin)について改定を行った。下記の項目に対して適用可能な利鞘は、以下の通りである。

- クウェートで活動する外国企業により輸入された物品：
本社から輸入された物品には 15%、関連会社から輸入された物品には 10%、非関連会社から輸入された物品には 5%。
- クウェート国外で行われた設計業務：
本社による設計業務には 25%、関連会社による設計業務には 20%、非関連会社による設計業務には 20%。
- クウェート国外で行われたコンサルティング業務：
本社によるコンサルティング業務には 25%、関連会社によるコンサルティング業務には 20%、非関連会社によるコンサルティング業務には 20%。

2) 過少資本に係る制限

クウェートには過少資本に関する規定はない。

5. 二重課税回避のための協約

クウェートは、約 65 ヶ国・地域と二重課税回避条約を締結している。2014 年 3 月現在の該当する二重課税回避条約とその締結状況は以下のとおりである。

国・地域	状況	国・地域	状況	国・地域	状況
中東・北アフリカ		リトアニア	調印済、未批准	フィリピン	施行中
アルジェリア	調印済、未批准	ルクセンブルク	調印済、未批准	ロシア	施行中
エジプト	施行中	マケドニア	調印済、未批准	セルビア	施行中
ヨルダン	施行中	マルタ	施行中	シンガポール	施行中
レバノン	施行中	モルドバ	施行中	スリランカ	施行中
モロッコ	施行中	オランダ	施行中	タジキスタン	調印済、未批准
南スーダン	施行中	ポーランド	施行中	タイ	施行中
スーダン	施行中	ポルトガル	調印済、未批准	ウクライナ	施行中
シリア	施行中	ルーマニア	施行中	ウズベキスタン	施行中
イエメン	施行中	スロベニア	調印済、未批准	ベトナム	調印済、未批准
チェルノブイリ	施行中	スロバキア	調印済、未批准	アフリカ	
欧州		スイス	施行中	ベナン	調印済、未批准
アルバニア	施行中	スペイン	施行中	ジブチ	調印済、未批准
オーストリア	施行中	トルコ	施行中	エチオピア	施行中
ベラルーシ	施行中	英国	施行中	ケニア	調印済、未批准
ベルギー	施行中	アジア		モーリタニア	調印済、未批准
ボスニア・ヘルツェゴビナ	調印済、未批准	アルメニア	施行中	モーリシャス	施行中
ブルガリア	施行中	アゼルバイジャン	調印済、未批准	セネガル	調印済、未批准
クロアチア	施行中	ブルネイ	施行中	セーシェル	調印済、未批准
キプロス	施行中	中国	施行中	南アフリカ共和国	施行中
チェコ	施行中	香港	施行中	ジンバブエ	施行中
デンマーク	施行中	インド	施行中	米州	
フランス	施行中	インドネシア	施行中	カナダ	施行中
グルジア	施行中	イラン	施行中	コロンビア	調印済、未批准
ドイツ	施行中	日本	施行中	ガイアナ	調印済、未批准
ギリシャ	施行中	韓国	施行中	メキシコ	施行中
ハンガリー	施行中	ラオス	施行中	ベネズエラ	施行中
アイルランド	施行中	マレーシア	施行中		
イタリア	施行中	モンゴル	施行中		
ラトビア	施行中	パキスタン	施行中		

V. 報告および監査

1. 申告する書類および記録

- 登録用紙
- 会社定款および定款変更
- 代理人契約
- 代理人登録証明書
- 事業契約
- 非課税証明書（該当する場合）
- 監査人事務所の認可書
- 署名権者の署名

2. 各国会計実務(Local accounting practice)／基準(Standard) （および国際財務報告基準との比較）の概要

国際財務報告基準（IFRS）に準拠した財務諸表を毎年提出しなければならない。

3. 監査上の要求事項および税務当局に提出する必須書類／報告書

理論上、クウェートの納税者として税務局に登録されている外国事業体は、法的形式に関わらず（すわなち、外国事業体の支店を含む。）、年次の納税申告書に、当該事業体のクウェートでの事業活動の実績に関する監査済み税務ベースの報告書（財務諸表）を含めることが要求される。新たな FDI 法が最近導入されたが、事業所設立に関連する施行規則が未公布のため、支店の事業活動に関する同法の実務上の適用はまだない。駐在員事務所は、関連当局への財務諸表または納税申告書の提出を要求されない。

以下の文書を税務当局に提出しなければならない。

- 納税申告書および独立監査人による監査報告書(independent auditor's report)
- 該当する会計年度の貸借対照表および決算書
- 資産の取得日、価値、使用した減価償却率、減価償却費ならびに取得および処分が記載された資産目録(statement of the asset)
- 該当する会計期間に完了した業務および税の保留措置が記載された下請契約者目録(statement of the subcontractor)および最新の支払証明書(payment certificate)
- 数量と価値が記載された棚卸資産証明書
- 進行中の業務それぞれの契約収益およびコストが記載されている契約書の写し
- 納税申告書を作成する際の基礎として使用された試算表(trial balance)
- プロジェクト施主が発行した最新の支払証明書

4. 監査上の要求事項および株主に提出する必須書類／報告書

クウェートの税法は、監査上の要求事項または株主に対する書類の提出義務を規定していない。

5. 公認監査人の雇用

クウェートの税法は、すべての事業体は財務省（Ministry of Finance）および商務省（Ministry of Commerce）の両省により認可された監査人(auditor)を任命しなければならないと規定している。クウェート国内において、当該事業体の税務の取り扱い権限を認めた監査人宛書簡を、事業体は税務当局に提出する必要がある。